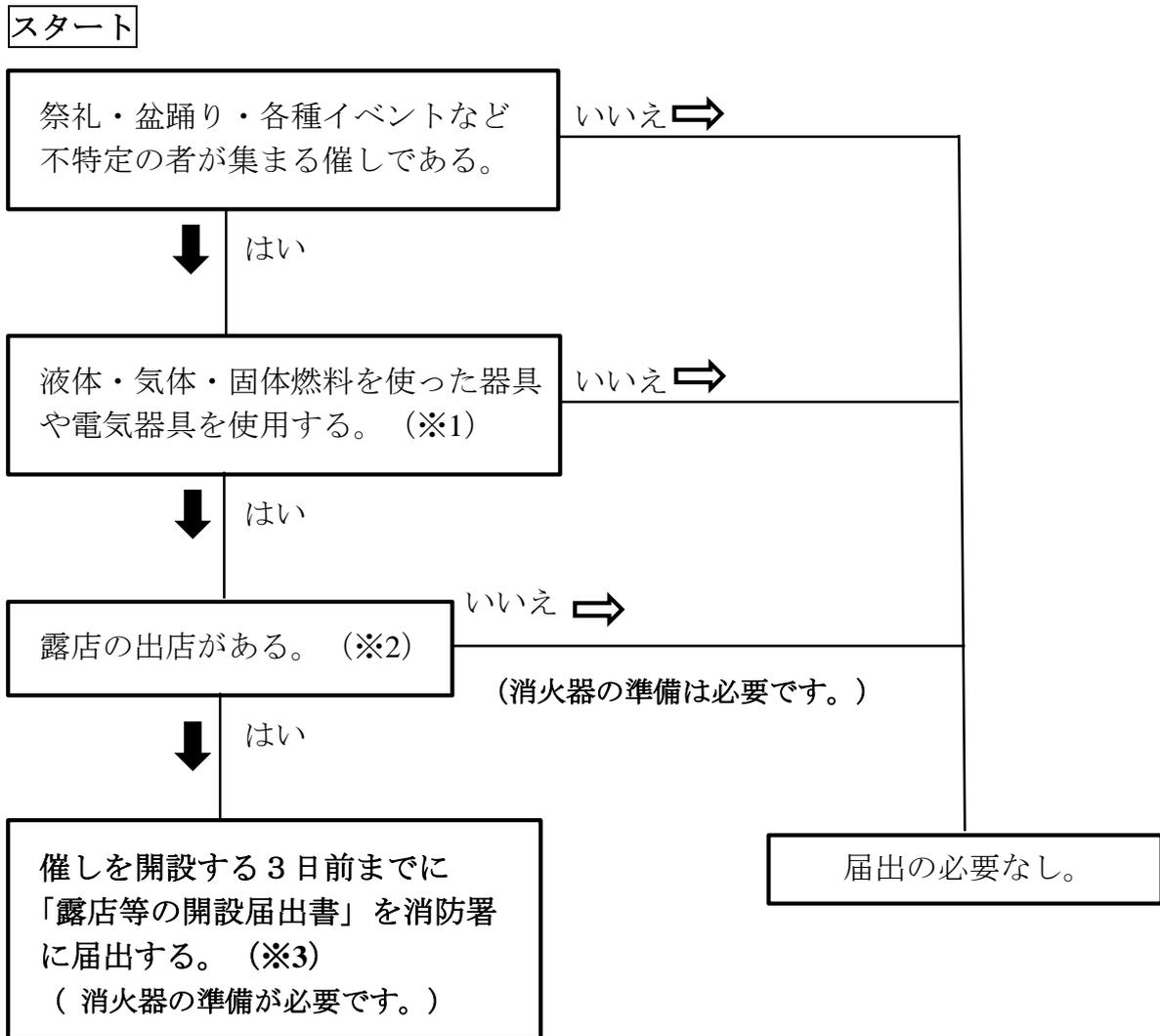


露店等催しの開設フローチャート



- ※1
- ・液体燃料を使用する器具例 → 発電機、ストーブ等
 - ・気体燃料を使用する器具例 → 調理器具等
 - ・固体燃料を使用する器具例 → 練炭コンロ、七輪、バーベキューコンロ等
 - ・電気を熱源とする器具例 → 電気コンロ、ホットプレート、電気ストーブ等

※2 露店とは、「生業としているかしていないか」、「有料か無料か」、「個人か団体か」を問わず、商品を陳列して来場者に商品を提供する場所を開設している場合です。

※3 露店等の開設届出者は、露店等を開設しようとする者です。
また、露店等が複数ある場合は、主催者が一括して届出することも可能です。
消火器は、一般可燃物のほか、油・電気などの出火にも対応が可能な粉末の消火器を準備してください。

露店等開設の質疑応答

問1 多数の者が集合する催しとは、どのようなものを指しますか。

答1 祭礼や花火大会など、一定の社会的広がりを持つ催しであって、集合する者の範囲が個人的なつながりに留まらず不特定の者が集まる催しを指します。
具体的には、自治会が主催する盆踊りや企業が開催するイベントなど、不特定の者に参加を促している催しです。

問2 多数の者が集合する催しで対象火気器具等を使用する場合なぜ、消火器の準備をしなければならないのですか。

答2 コンロなどの対象火気器具等の使い方を誤り火災が発生すると、催しに集まった多数の者に被害が拡大する恐れがあります。
火災での被害を軽減するためには初期消火がとて重要であり、消火器は容易に持ち運べ操作も簡単で初期消火に最も有効なことから、対象火気器具等の使用に際し消火器の準備を義務付けしたものです。

問3 対象火気器具等とは、どのようなものですか。

答3 火を使用する器具またはその使用に際し、火災の発生の恐れのある器具をいいます。

<具体例>

- ① 液体燃料を使用する器具(発電機・ストーブ等ガソリン・灯油等を使用するもの)
- ② 気体燃料を使用する器具(プロパンガス等を使用する調理器具等)
- ③ 固体燃料を使用する器具(練炭コンロ・七輪・バーベキューコンロ等)
- ④ 電気を熱源とする器具(電気コンロ・ホットプレート・電気ストーブ等)

問4 消火器は誰が準備するのですか。

答4 対象火気器具等を使用する者が消火器を準備する必要がありますが、複数の露店で対象火気器具等を使用する場合は、主催者が一括して消火器を準備することも可能です。また、複数の露店の対象火気器具等に対し、共同で消火器を準備することも可能です。

問5 露店等とは、どういうものを指しますか。

答5 生業としているかいないか、有料か無料か、個人か団体かを問わず、商品を陳列し、集まった人たちに提供するような場所を開設している場合をいいます。

※フリーマーケットやテントがない模擬店も露店に含みます。

問6 複数の露店の対象火気器具等に対して共同で消火器を準備する場合は、どのように置けばよいのですか。

答6 複数の露店に対象火気器具等がある場合、対象火気器具等ごとに消火器を準備することが望ましいですが、消火器の設置場所に標識を掲げるなど、誰もが消火器の位置を把握でき初期消火を行えるようであれば、複数の露店の対象火気器具等に対して共同で消火器を準備することも可能です。

なお、共同で消火器を準備する場合は、各対象火気器具等から20m以内(歩行距離)に1本を設置してください。

問7 どのような消火器を準備すればよいのですか。

答7 露店等の出火では、ガソリン・プロパンガス・電気コンロなど、あらゆる火源が想定されるため、普通(A)・油(B)・電気(C)に対応できる粉末(ABC)消火器の準備をお願いいたします。

- ・消火器の大きさ(4型・6型・10型)は問いません。
- ・準備する消火器には、消防法に規定する点検の義務はありませんが、腐食又は破損等がある不適切な消火器は該当しません。また、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火器具も該当しません。

問8 対象火気器具等を使用する露店等が催し会場以外の場所(催し会場に至る道路等)で出店される場合であっても、消火器の準備は必要となるのか。

答8 必要になります。

問9 露店等の開設届出は誰が行うのですか。

答9 対象火気器具等の使用がある露店等を開設する者が、消防署に届出を行う必要があります。なお、複数の露店で対象火気器具等を使用するなど、催しの主催者が取りまとめて一括して消防署へ届出することも可能です。

問 1 0 露店等の開設届出書はどこに行けば頂けるのですか。

答 1 0 市内の各消防署や消防本部予防課でお渡しできます。また、鎌ヶ谷市ホームページのダウンロードサービスからも取得することができます。

問 1 1 届出の内容はどのような項目を記載するのか。

答 1 1 届出書に、催物会場の案内図・レイアウト図を添付し、レイアウト図には露店・対象火気器具・消火器の配置を示していただきます。

また、露店が多数存在する場合は、催しの主催者が一括してレイアウト図の他に露店の一覧を別に作成し、対象火気器具等の使用状況が分かるような資料の添付が必要です。

問 1 2 鎌ヶ谷市火災予防条例第 4 5 条では、露店等を開設する場合「あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない」と規定されていますが、いつまでに届出を行なえばよろしいのですか。

答 1 2 露店等の開設届出に関しては、鎌ヶ谷市火災予防条例施行規則第 3 8 条の規定によりまして、3 日前までに届出が必要となります。

問 1 3 不特定の者が集まる催しで対象火気器具等を使用する場合、原則、届出も必要と思われませんが、対象火気器具等を使用しても届出が除外される催しはありますか。

答 1 3 露店等の出店がない、次に示す催しの場合は不要になります。

- ・夜間照明等のため、発電機（火気器具）のみを使用する催し
- ・冬場の寒さ対策として暖を取るため、ストーブのみ使用する催し

※ ご不明な点がございましたら、消防本部予防課（TEL047-444-3272）までお問い合わせください。